

II

計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成13年に「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた様々な取組みを進めてきました。具体的には、事業系ごみ対策（平成16年10月）や家庭ごみ収集制度の見直し（平成18年7月）などの取組みを実施してきた結果、平成19年度に、市民1人一日当りの家庭ごみ量20%減量（対15年度比）、一般廃棄物のリサイクル率25%の目標を達成し、その後も目標を上回っています。今後も、これまでの成果を継続していくとともに、さらに発展させていくことが必要です。

一方、本市は、低炭素社会への転換を進め国際社会を先導していく、国の「環境モデル都市」に選定されたことを受け、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定し、地域と協働して低炭素社会を実現するための取組みを進めており、これらの取組みとの連携が必要です。また、本市のまちづくりの指針である「北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標として、「環境を未来に引き継ぐ ～市民・企業・行政が共につくる『世界の環境首都』」を取組みの柱に掲げ、各種の施策を進めています。

このような中、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに「低炭素」、「自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す次期計画を策定しました。

2. 他の計画等との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」です。

また、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画です。

3. 計画期間

平成23年度から平成32年度の10年間

4. 計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市である本市の特性を踏まえ、「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とします。

5. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく「行政計画」であり、今後、本市が廃棄物に関する取組みを進めるにあたっての基本的な方向を示すものです。同時に「市民」、「事業者」、「NPO」の皆さんと目標を共有しながら、実現を図っていくための指針となるものです。

他の計画等との関係

